

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成29年2月28日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

記

1. 監査の実施日 平成29年2月9日
2. 監査の対象
 - (1) 公の施設
道の駅みかも
 - (2) 指定管理者
道の駅みかも再生プロジェクトグループ
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である道の駅みかも再生プロジェクトチームは、「道の駅みかも」の効率的な施設管理を行うことにより、利用者及び地域住民へのサービス向上を実現し、栃木市に貢献することを目的として平成26年7月に設置された。設置当初は、宮ビルサービス株式会社、株式会社東計及び株式会社東芸エンタテイメントの3社でグループを構成したが、平成27年9月に株式会社東芸エンタテイメントが離脱し、現在は2社による管理運営を行っている。

市から指定管理料の支払いは無く、直売所使用料やレストラン収入により管理運営をしている。

当施設においては、道路利用者の休憩機能、地域の情報発信機能及び地域の活性と連携の基地としての機能向上に貢献している。

(2) 会計経理について

事業運営については、市からの指定管理料に依存することなく、直売所使用料や直売所収入、レストラン収入等を得て経営がなされている。主な支出は、人件費、賄材料費、光熱水費及び管理費であり、市納入金 15,400,000 円は、年度協定書に基づき毎月滞りなく納入されている。

なお、事業等について、諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、事業報告書の売上日報において、取引別売上と時間帯別売上の数字に相違が見られた。また、月報報告書や事業報告書において期限を過ぎて提出されているものが多くみられた。

予算の執行や報告に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、今後は十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

(3) 要望について

当初、3社によりグループが設置されたが、受託後に1社が離脱し2社構成となった。3社各社の専門性を生かして施設管理を行う計画で受託したものであり、1社が離脱したことにより事業に支障が出るのが懸念されるが、2社で連携し、当初の目的や事業計画に沿った事業が展開されるよう努力していただきたい。

また、行政においては、指定管理者がその能力を十分に発揮できているかを検証し、制度導入の目的に沿った成果を上げられるよう適切な指導監督に努めることを要望する。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 道の駅みかも

(2) 所在地 栃木市藤岡町大田和678番地

(3) 施設概要

・敷地面積 28,000 m²

・建築面積 1281.37 m²

・延床面積 1073.24 m²

・施設内容

農産物直売室：木造平屋建 157.3 m²

農産物加工・販売室：木造平屋建 75.6 m²

地域食材供給室：木造平屋建 263.1 m²

物産館：木造平屋建 48.8 m²

休憩施設（みかも亭）：木造平屋建 112.6 m²

道路休憩施設：鉄骨造平屋建 415.84 m²

トイレ（男12、女12、多目的1）・

情報発信施設

駐車場：普通車93台、大型車39台、障がい者用3台